

令和7年度上里町奨学資金を申請する方へ

1. 対象者

- ・ 町内に6ヶ月以上、居住する世帯の子
- ・ 学習意欲があり、勉学に耐える子
- ・ 経済的な理由により、学資の支出が困難な世帯の子
- ・ 他の奨学資金制度からの貸付を受けていない者

2. 貸付額

- ・ 高 校 月額2万円以内
- ・ 高等専門学校・専修学校 月額3万円以内
- ・ 短期大学・大 学 月額4万円以内
(大学院進学者への貸付は行いません。)

- ※ ・ 上級学校への進学する場合を除き、複数回の借受けは出来ません。
(高校→大学のように上級学校へ進学した場合は、申請により卒業するまで返済を猶予することが出来ます。大学卒業後は、高校で借りた分と大学で借りた分を同時に返済します。)
- ・ 上里町奨学資金は教育の機会均等に寄与することを目的とします。
(途中退学(卒業)して、別の大学へ行く場合は借受け出来ません。)

3. 貸付の時期について

- ・ 毎年度4期に分けて申請者本人の指定口座に振込みます。
- ・ 振り込みの時期
 - 4～6月分 (貸付開始年度は5月末)
 - 7～9月分 7月上旬
 - 10～12月分 10月上旬
 - 1～3月分 1月上旬

4. 貸付利子

- ・ 無利子とします。

5. 奨学金の返済について

- ・ 奨学金の貸付が終了した月の6ヶ月経過した後から返済開始となります。
- ・ 通常であれば卒業した年の10月から、貸付月額の2分の1以上の額を返済月額として、返済開始から10年以内に返済することになります。

6. 返済について

毎年度4月に上期(4月～9月分)、10月に下期(10月～翌年3月分)の納入通知書を送付するので、上里町が指定した金融機関窓口を支払います。

7. 申請手続きについて

- ・奨学資金貸付申請書
- ・在学または出身学校長からの推薦調書
- ・在学証明書

(進学後、学校より在学証明書を取り令和7年4月11日(金)までに提出してください。)

- ・令和6年1月1日以降に、上里町に住所を移している場合は、前住所地の税務課で発行される「所得証明書」及び「納税証明書」を添付してください。

8. 「保証人」の要件

- ・原則として町内に住所を有し、独立した生計を営んでいる者。
(町内に住所を有する保証人がいない場合は、町外に居住する者を保証人とすることが出来ます。その場合は、「住民票」「所得証明書」「納税証明書」を添付してください。)
- ・町民税を滞納していない者
- ・保証人が令和6年1月1日以降に、上里町に住所を移している場合は、前住所地住の税務課で発行される「所得証明書」及び「納税証明書」を添付してください。
- ・主たる債務者が奨学金を返済しない場合に、借受人に代わって返済の責任を負うことになるので、定職に就かず収入のない人、収入が少なく被扶養者になっている人(町民税が非課税となっている人)、年金等の生活資金となる収入しかない人、生活保護を受けている人等は保証人になれません。

9. 貸付事務の流れ

- ・令和7年3月31日までに貸付申請書の提出
- ・令和7年4月11日までに在学証明書の提出
- ・令和7年4月末、認定審査会により、奨学資金貸付結果通知書を発送
- ・結果通知書により、借用書、誓約書、保護者及び保証人の「印鑑登録証明書」等を提出(詳細は審査結果通知の案内により)
全ての書類が提出されるまで、奨学金の貸付は行いません。
- ・貸付初年度は、4～6月分を5月末に奨学金を振込みます。

10. 貸付途中の停止・取消し

- ・休学した場合→ 復学まで
- ・留年した場合→ 進級まで貸付停止
- ・退学した場合→ 貸付取消し
- ・世帯が上里町から転出した場合→ 貸付取消し
- ・その他、奨学資金の貸付を受けるのに適当な者と認められなくなった場合
→ 貸付取消し

1 1. その他の奨学金制度

- ・日本学生支援機構奨学金

大学・大学院・短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校に通う方を対象としています。入学時特別増額貸与奨学制度（入学時に増額して貸与を受けること（一定の保障料ができる制度）や機関保障制度を支払うことにより、連帯保証人や保証人を立てられない場合でも貸与を受けることができる制度）も選択できます。

お問い合わせ先：日本学生支援機構（☎0570-660-301）

- ・埼玉県高等学校等奨学金

高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程）に通う方を対象としています。入学一時金も選択できます。

お問い合わせ先：埼玉県教育局総務部財務課（☎048-830-6652）

- ・母子及び寡婦福祉資金の奨学資金

大学・短期大学・専修学校（専門課程）・高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程又は一般課程）に通う方を対象としています。

お問い合わせ先：児玉福祉保健総合センター（☎0495-22-0101）

- ・交通遺児育英会の奨学金

お問い合わせ先：（財）交通遺児育英会（☎03-3556-0773）

- ・あしなが奨学金（病気・災害・自死遺児）

お問い合わせ先：あしなが奨学金（☎03-3221-0888）

- ・国の教育ローン

お問い合わせ先：日本政策金融公庫（☎0570-00-8656）

- ・各大学の奨学金

大学には、独自の奨学制度をもつところが多くあります。

詳しくは、各大学にお問い合わせください。